

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：西佐賀水道企業団水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和28年2月25日	地方公営企業法の適用・非適用	√ 適用 非適用
団体名	西佐賀水道企業団	職員数（H19. 4. 1現在）	21
構成団体名	久保田町・小城市・白石町		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	138（H18）	公営企業債現在高（百万円）	2,208
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	446
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.410(H18)
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	10.25（H19）
		経常収支比率（％）	90.8（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ✓ 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	西佐賀水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 川副綾男
既存計画との関係	既存計画なし
公表の方法等	議会への説明（平成19年12月臨時議会時予定）及びホームページにて公表予定
基本方針	<p>昭和33年創設以来、約50年が経過し、その間、給水人口及び水需要の増加に伴い新たな水源開発を含め数次にわたり拡張整備事業を重ね今日に至っている。</p> <p>今後は、維持管理の時代へと移行するが、末端給水事業を行う経営環境は、水源の悪化、節水器具の普及による水需要の伸び悩み等、極めて厳しいものがあり、その変化に対応し、安全で安心、しかも低廉な水道水を供給することを基本とし事業運営にあたることとする。</p> <p>このために、経営の更なる効率化に努めると共に、民間の経営手法を推進し、職員数の適正化を図り、経営健全化を進め経費節減を図るものとする。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		28	475	503
	補償金免除額		4	69	73
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		27,716	474,698	502,414
合 計 (A)			27,716	474,698	502,414
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			27,716	474,698	502,414

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 当企業団の給水地域は県都である佐賀市と隣接し近年、住宅開発等が進み、給水人口、水需要も大きく増加したものの、有収水量に占める家庭用水量の比率が高く、業務用等、大口使用者も少なく配水管使用効率が低く、事業投資効率の悪い地域である。 当企業団は、県の水道整備基本構想にて設立された佐賀西部広域水道企業団の構成団体として参画し、平成13年度より水道用水の供給を受けているが、その水源開発等の多大な事業費が供給料金（受水費）として大きなウエートを占めることとなった。 給水人口規模での水道料金は高料金である。 				
経営課題	<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>職員数及び人件費について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水人口当たり及び有収水量当たりの職員数は、類似団体平均を上回っている。しかし、他の団体とは経営環境等が異なることから、適正な職員数の把握は困難だが、今後は事業規模に見合った職員数及び人件費となるよう取り組む必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	職員数及び人件費について	給水人口当たり及び有収水量当たりの職員数は、類似団体平均を上回っている。しかし、他の団体とは経営環境等が異なることから、適正な職員数の把握は困難だが、今後は事業規模に見合った職員数及び人件費となるよう取り組む必要がある。	
	課 題	職員数及び人件費について			
	給水人口当たり及び有収水量当たりの職員数は、類似団体平均を上回っている。しかし、他の団体とは経営環境等が異なることから、適正な職員数の把握は困難だが、今後は事業規模に見合った職員数及び人件費となるよう取り組む必要がある。				
	<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>施設の維持管理について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配水管施設については、創設以来7回にわたる拡張整備事業を実施した。現在、残存する石綿管更新を行っており、有収率も向上したが、浄水場施設においては一部老朽化しており今後は維持管理に要する費用の増加が懸念される。しかし現在は、佐賀西部広域水道企業団から用水を受水しているため浄水場の施設利用率は50%台であり運転にも余裕あるため、適切な維持管理を行い効率的な浄水場運転に努めることとする。</td> </tr> </table>	課 題	施設の維持管理について	配水管施設については、創設以来7回にわたる拡張整備事業を実施した。現在、残存する石綿管更新を行っており、有収率も向上したが、浄水場施設においては一部老朽化しており今後は維持管理に要する費用の増加が懸念される。しかし現在は、佐賀西部広域水道企業団から用水を受水しているため浄水場の施設利用率は50%台であり運転にも余裕あるため、適切な維持管理を行い効率的な浄水場運転に努めることとする。	
	課 題	施設の維持管理について			
配水管施設については、創設以来7回にわたる拡張整備事業を実施した。現在、残存する石綿管更新を行っており、有収率も向上したが、浄水場施設においては一部老朽化しており今後は維持管理に要する費用の増加が懸念される。しかし現在は、佐賀西部広域水道企業団から用水を受水しているため浄水場の施設利用率は50%台であり運転にも余裕あるため、適切な維持管理を行い効率的な浄水場運転に努めることとする。					
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>市町村合併に伴う問題について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構成団体である久保田町は、本年10月1日を期して佐賀市に編入合併されるため、構成団体が2市1町となる。各々構成団体においても独自の水道事業を運営され料金格差もあることから、格差是正の施策スケジュールの確立等、今後の水道事業経営の統廃合も含めた検討議論を行っていく必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	市町村合併に伴う問題について	構成団体である久保田町は、本年10月1日を期して佐賀市に編入合併されるため、構成団体が2市1町となる。各々構成団体においても独自の水道事業を運営され料金格差もあることから、格差是正の施策スケジュールの確立等、今後の水道事業経営の統廃合も含めた検討議論を行っていく必要がある。		
課 題	市町村合併に伴う問題について				
構成団体である久保田町は、本年10月1日を期して佐賀市に編入合併されるため、構成団体が2市1町となる。各々構成団体においても独自の水道事業を運営され料金格差もあることから、格差是正の施策スケジュールの確立等、今後の水道事業経営の統廃合も含めた検討議論を行っていく必要がある。					
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>上下水道料金徴収一元化問題について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構成団体（給水区域内）の下水道普及率は管内全世帯の30%程度であるが、下水道料金は水道使用量に賦課され上水道事業にて徴収を一元化された自治体が大多数であり、当企業団でも構成団体と協議中である。当企業団では徴収一元化を実施するにあたり人員の確保も必要となることから、職員増とならぬよう一部民間への委託等も検討する必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	上下水道料金徴収一元化問題について	構成団体（給水区域内）の下水道普及率は管内全世帯の30%程度であるが、下水道料金は水道使用量に賦課され上水道事業にて徴収を一元化された自治体が大多数であり、当企業団でも構成団体と協議中である。当企業団では徴収一元化を実施するにあたり人員の確保も必要となることから、職員増とならぬよう一部民間への委託等も検討する必要がある。		
課 題	上下水道料金徴収一元化問題について				
構成団体（給水区域内）の下水道普及率は管内全世帯の30%程度であるが、下水道料金は水道使用量に賦課され上水道事業にて徴収を一元化された自治体が大多数であり、当企業団でも構成団体と協議中である。当企業団では徴収一元化を実施するにあたり人員の確保も必要となることから、職員増とならぬよう一部民間への委託等も検討する必要がある。					
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率	(%)	105.9	111.4	115.4	117.7	114.5	111.3	119.4	119.6	115.1	113.8
総収支比率(法適用)	(%)	105.0	111.0	114.5	117.6	112.0	107.8	115.0	115.2	111.1	110.0
経常収支比率(法適用)	(%)	105.1	111.1	114.6	117.7	112.1	107.8	115.1	115.3	111.2	110.0
営業収支比率(法適用)	(%)	124.5	129.8	133.0	133.8	128.2	123.7	125.7	125.5	120.5	119.1
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
	うち基準内繰入金	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	うち基準外繰入金	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	5.8	11.2	16.8	21.0	17.2	20.3	20.5	20.7	20.9	21.2
	うち基準内繰入金	2.9	9.8	15.5	18.8	15.0	10.2	17.7	17.8	17.9	18.0
	うち基準外繰入金	2.9	1.4	1.3	2.2	2.2	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2
	うち赤字補てん的なもの										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	独立採算を原則とする水道事業経営においては、原価を回収できる料金水準を設定することが基本とされている。現行料金については、平成19年4月分より経営の効率化、経費節減等の効果により平均で7.6%(年間約7千万円程度の収益減)の値下げを実施したところである。有収水量についてもほぼ横ばいの状況で推移しているところである。
2 他会計繰入金の見込み	基準外の繰入金等については、今後もないものとする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在の計画では大規模な投資や資産売却での収入はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>(課題)</p> <p>職員の条例定数は22名で、平成18年度までは22名にて事業運営をおこなってきたが、平成18年度末での定年退職者1名については、不補充とし、現在21名体制としている。</p> <p>(課題)</p> <p>当企業団においては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ平成18年度に、規則及び規程の改正を行い実施している。俸給表については、国の行政職俸給表()の6級までを適用している。地域手当については設けていない。</p> <p>該当職員はいない。</p> <p>退職時の特昇は及び手当はない。</p> <p>労働安全衛生規則の規定により一般健康診断については公費負担にて実施している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>(課題)</p> <p>浄水場の施設及び機械、機器等の維持管理は業者任せでなく、点検整備計画に基づき保守管理を行い、消耗品等は企業団にてストックし、職員による取替えや整備を行い経費縮減に努め、水道料金徴収委託を全面廃止し、老朽化した庁舎の維持についても必要最小限の補修にて対応する。</p> <p>(課題)</p> <p>指定管理者制度やPFIについての事案はないが、民間委託については可能な限り活用したいと考えている。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営健全化計画については策定後、企業団のホームページにて公表する予定である。また、予算、決算その他の企業団からのお知らせ事項及び人事行政運営等についてはホームページで公表している。また、年2回発行の広報誌「水だより」に掲載し、給水管内全世帯に配布している。</p> <p>現在、地域水道ビジョンの策定にむけ準備中であるが、その他の情報もホームページ、水だよりにて積極的に情報を開示していく予定である。</p>
経営健全化や財務状況に関する情報公開	<p>行政評価の導入はないが、今後はシステムの導入・構築に向け、事業評価対象事業の洗い出し等、検討する必要があると考える。</p>
5 その他	<p>（課題 ）市町村合併に伴う問題については、佐賀市南部3町との合併に際する合併協議に基づき水道料金等の問題について協議することを目的とし、佐賀市水道局、佐賀市総務部、佐賀東部水道企業団及び当企業団を含め8名による検討委員会を設置することとし、本年10月25日に第1回目の検討委員会を開催したところである。同委員会において今後の進め方について5項目による水道料金統一の方策が提起され、同委員会から付託を受け具体的な協議を進める場として作業部会を設置することとした。同作業部会については、関係団体より総数15名程度の委員を選出し協議を進めることとなるが、当企業団については佐賀西部地区エリアに属することから、作業部会を東部分会、西部分会に分かれて協議することとし、西部分会については当企業団の構成団体である小城市、白石町にもオブザーバーとして参加していただくこととした。19年度中において5項目の方策等を協議し検討委員会に報告し、同委員会にて内容を審議することとしている。</p> <p>（課題 ）上下水道料金徴収一元化については、一定の手数料を徴収し当企業団において事務の一元化を進めることとなるが、現在の水道料金調定システムについては平成20年度にて契約満了となることから新システムの構築時に併せた協議を進めることとしている。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>(課題)</p> <p>職員の条例定数は22名で、平成18年度までは22名にて事業運営をおこなってきたが、平成18年度末での定年退職者1名については、不補充とし、現在21名体制となり4,5%削減となっている。今後、20年度末に3名、21年度末に1名の定年退職者が出るが国の骨太方針2006に掲げる指針に沿うよう組織機構等を見直し、適正な職員数とし人件費総額削減に努めることとする。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>現行料金は、平成18年度において次期料金算定期間を平成19年度から平成23年度までの5年間に定め試算の結果、平均で7,6%程度の値下げが可能であるとの結論により、本年4月分より実施したところである。</p> <p>繰越欠損金はない。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>基準外の繰出しはない。</p>
4 その他	<p>(課題)</p> <p>浄水場の施設及び機械、機器等の維持管理は業者任せではなく、点検整備計画に基づき保守管理を行い、消耗品等は企業団にてストックし、職員による取替えや整備を行い経費縮減に努め、水道料金徴収委託を全面廃止し、老朽化した庁舎の維持についても必要最小限の補修にて対応する。</p> <p>(課題)</p> <p>当企業団は、昭和52年に佐賀県において策定された佐賀県水道整備基本構想に基づき設立された佐賀西部広域水道企業団の西部地区エリアであり、新たな水源についても同企業団に依存するところである。しかしながら、市町村合併に伴い構成団体である久保田町は佐賀市に編入合併されることとなる。佐賀市は同基本構想においては佐賀東部地区エリアに分類されることから、極めて歪な形態となる。</p> <p>将来的には、基本構想の通り、用水供給事業体である佐賀西部広域水道企業団との事業統合を検討する必要があると思慮される。</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	-	-	-	-	-							
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	161,977	161,807	168,349	170,394	169,555		165,331	151,233	149,075	153,560	158,637	
	改善額	2,354	3,260				5,946	8,452	8,452	8,452	8,452	8,452	42,260
	給与水準	87,845	88,581	91,099	92,797	93,401		90,803	83,104	81,947	84,392	86,915	
	改善額							5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	25,750
	その他()	74,132	73,226	77,250	77,597	76,154		74,528	68,129	67,128	69,168	71,722	
	改善額	2,354	3,260			332	5,946	3,302	3,302	3,302	3,302	3,302	16,510
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	22	22	22	22	22		21	21	21	21	21	
	増減数(人)												
	維持管理費等	44,655	42,149	43,963	39,412	45,573		33,424	33,592	33,759	33,928	34,098	
	改善額(適正化)		2,505	2,033	5,190	6,565	16,293	12,149	11,981	11,814	11,645	11,475	59,064
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-							
	増減												
	企業債現在高	2,563,425	2,481,332	2,421,616	2,326,123	2,207,866							
	増減		-82,093	-59,716	-95,493	-118,257							
	計画前5年間改善額 合計						22,239						改善額 合計 101,324
	(参考) 補償金免除額												73,655

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	39,980	40,091	40,246	40,181	39,970	40,269	40,313	40,357	40,401	40,445
年間総有収水量(千m ³)	3,163	3,235	3,301	3,348	3,343	3,329	3,337	3,344	3,352	3,360
公称施設能力(m ³ /日)	18,066	18,066	18,066	18,066	18,066	18,066	18,066	18,066	18,066	18,066
1日最大配水量(m ³ /日)	12,907	12,973	13,371	12,705	14,019	14,036	14,053	14,068	14,083	14,100
最大稼働率(%)	71.4	71.8	74.0	70.3	77.6	77.7	77.8	77.9	78.0	78.0
供給単価(円/m ³)	294.4	295.5	295.7	295.7	295.4	272.9	272.8	272.8	272.7	272.6
給水原価(円/m ³)	279.4	266.5	257.5	252.3	259.1	246.2	229.5	229.0	237.9	240.5

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

繰上償還対象事業区分表

(別紙第9号別表)

(単位:千円)

区分		借入年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業名等	(配水池築造)	S55~S60	()	-	-	-	-	-	-
	(送水管整備 500)	S55~S60	()	-	-	-	-	-	-
	(減圧弁整備)	S55~S60	()	-	-	-	-	-	-
	(配水管整備 600 ~ 300)	S55~S60	()	-	-	-	-	-	-
	()		()	-	-	-	-	-	-
	()		()	-	-	-	-	-	-
	()		()	-	-	-	-	-	-
			計						
			財源内訳	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-
			計						
			元金償還	財政融資資金に係る 元金償還予定額	474,698	27,716			
				(うち、繰上償還の対象 となる事業(施設)分)	(474,698)	(27,716)	()		
			財源内訳	一般財源	()	(17,424) 17,424	()	()	()
				起債額(借換債)	()	()	()	()	()
				その他(減債積立金取崩し)	(474,698) 474,698	(10,292) 10,292	()	()	()
				計	(474,698) 474,698	(27,716) 27,716	()	()	()

(注)

- 「事業名等」欄()内には、繰上償還の対象となる事業(施設)名を記載すること(欄が不足する場合は、適宜欄を増やすなど工夫して記載すること)
- 「借入年度」欄には、各事業(施設)毎に旧運用部資金借入金の借入年度(複数年にわたる場合はその範囲)を記載すること
- 「事業名等に対応する事業費」欄については、繰上償還の対象となる事業(施設)に係る施設整備等予定されている場合にその事業費を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄には、旧運用部資金及び財政融資資金の償還額の総額を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄及び「うち、繰上償還の対象となる事業(施設)分」欄には、繰上償還の実施を前提とした償還予定額を記載すること
- 財務局等による財政健全化計画等のヒアリング時までに提出すること

